

入 札 公 告

沖縄県立博物館・美術館 空調機用リモートユニット修繕業務について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 10 月 8 日

沖縄県立博物館・美術館 館長 園原 謙

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 沖縄県立博物館・美術館 空調機用リモートユニット修繕業務
- (2) 業務概要 沖縄県立博物館・美術館の空調自動制御設備のうち、1 階総合部門系統の空調機用リモートユニットについて、モジュールの取替、既設設定の復元、通信設定及び動作確認を行うものとする。その他詳細については、入札説明書及び仕様書等による。
- (3) 実施場所 沖縄県立博物館・美術館 那覇市おもろまち 3 丁目 1 番 1 号
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

2. 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 入札参加資格確認申請期限日から当該業務の落札決定日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 次の各号に該当しないこと。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）
 - ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - ③ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいるもの
- (6) 令和 7・8 年度沖縄県入札参加資格者名簿（建設工事（電気工事業））に登録されている業者であること。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 加入義務のある社会保険等に参加し、保険料の滞納がないこと。
- (9) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (10) 労働関係法令を遵守していること。
- (11) 沖縄県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

3. 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期 間：本件公告日から令和 8 年 11 月 5 日（木）まで
- (2) 場 所：沖縄県公式ホームページ上に掲載する

4. 申請書等の提出及び入札参加資格の審査等

本競争入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参又は郵送により提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資格確認資料を提出しない者、並びに入札参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(1) 提出期間等

- ① 提出期限 令和8年10月28日(水)午後3時 ※必着
- ② 提出場所 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち3-1-1
沖縄県立博物館・美術館 総務班 比嘉
- ③ 確認結果通知 令和8年11月2日(月)までにFAXで通知し、原本を郵送する。

(2) 資格の有効期間

この公告に基づき資格を有してから契約締結日までとする。

(3) 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

- ① 商号又は名称 ② 住所又は所在地 ③ 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)
- ④ 使用印鑑 ⑤ 法人にあつては資本金 ⑥ 電話番号

(4) 資格の取消し等

- ① 入札参加の資格を有する者が2の入札参加資格要件を満たせないこととなった場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- ② 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者に資格の取消しの旨を通知する。

(5) 資格の適用

この入札に参加する者の資格は、本業務に係る入札に限り適用する。

5. 入札の日時・場所

- (1) 入札日：令和8年11月5日(木)午後2時開始
- (2) 入札場所：沖縄県立博物館・美術館 1階 特別会議室

6. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の規定により、見積もる契約金額(消費税込)の100分の5以上の金額を県に納付すること。ただし、次のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- ① 保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- ② 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出し、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 契約保証金

沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額(税込)の100分の10以上の金額を県に納付すること。ただし、次のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- ① 保険会社との間に本県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- ② 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

7. 入札保証金の納付方法及び免除申請方法

納付方法及び免除申請については、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 納入通知書による納付

- ① 入札保証金納入通知書発行依頼書に必要事項を記入し、令和8年10月22日(木)午後1時までに沖縄県立博物館・美術館総務班へ提出すること。(FAX可。ただし、後日、速やかに原本を提出すること。) FAX: 098-863-4315
- ② 令和8年10月26日(月)までに納入通知書を沖縄県立博物館・美術館総務班で受け取り、同月27日(火)から28日(水)までを目安に、記載されている金融機関で入札保証金を納めること。見積る契約金額が変わり不足額が生じる場合は、速やかに総務班へ申し出て追加納付すること。
- ③ 令和8年11月4日(水)午後3時までに沖縄県立博物館・美術館総務班へ領収書の写しを提出すること。

(2) 免除申請

次のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の免除を受けることができる。免除を希望する者は、令和8年10月28日(水)午後3時までに入札保証金免除申請書及び根拠となる書類を沖縄県立博物館・美術館総務班へ提出すること。審査結果は令和8年11月2日(月)までに通知する。入札参加資格を有する者で免除されない額がある場合は、同日までに納入通知書を交付するので、令和8年11月4日(水)午後3時までに納付し、領収書の写しを提出すること。

- ① 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- ② 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出し、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

8. 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 談合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない入札
- (10) 代理人が入札する場合で、委任状の提出のないもの及び入札書に代理人の署名又は記名押印のいずれかがないもの

9. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者がいない場合は再入札を行う。入札回数は3回(1回目の入札を含む)までとする。
- (4) 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約できるものとする。

10. その他必要な事項

- (1) 申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (3) 最低制限価格は設定しない。
- (4) 申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。
- (5) 現場確認を希望する者は、令和8年10月19日（月）午後3時の質問締切までに実施できるよう、あらかじめ沖縄県立博物館・美術館総務班へ希望日時を申し出て日程を個別調整すること。
なお、現場確認を入札参加の必須条件とはしない。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

11. 本件に関する質問・回答

質疑については、質問書により行う。質疑事項がなければ提出は不要。なお、簡易な質問であれば電話でも受け付ける。

(1) 提出期間

公告の日から令和8年10月19日（月）午後3時まで。（土曜、日曜、祝祭日を除く）

(2) 提出場所

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち3-1-1 沖縄県立博物館・美術館 総務班

T E L : 098-851-5400 F A X : 098-863-4315

E-mail : xx082120@pref.okinawa.lg.jp

(3) 質問書の提出方法

F A X又は電子メールによる。提出期間を過ぎたものは受け付けない。なお、提出された書類は返却しない。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年10月22日（木）までに沖縄県ホームページの本件入札公告ページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。